

新潟県条例第44号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係） (1) 知事政策局関係					別表（第3条関係） (1) 知事政策局関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	一般旅券発給事務手数料		1件につき <u>2,300円</u> （旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,300円</u> ）。 <u>ただし、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により当該処分の申請をする場合には、1件につき1,900円</u> <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用</u>	1	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定に基づく一般旅券の発給に係る事務	一般旅券発給事務手数料		1件につき <u>2,000円</u> （旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、 <u>4,000円</u> ）

				を受ける 場合には、 3,900円) とする。
(略)				
(2)～(7) (略)				
(8) 選挙管理委員会関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	政治資金規 正法（昭和 23年法律第 194号）第19 条の16第15 項の規定に 基づく少額 領収書等の 写しの交付	少額 領収 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
2	政治資金規 正法第20条 の2第2項 の規定に基 づく収支報 告書等の写 しの交付	収支 報告 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
(9) (略)				

(略)				
(2)～(7) (略)				
(8) 選挙管理委員会関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1	政治資金規 正法（昭和 23年法律第 194号）第19 条の16第15 項の規定に 基づく少額 領収書等の 写しの交付	少額 領収 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) フロ ッピ ーデ ィス クに 複写 する 場合	フロ ッピ ーデ ィス ク1枚 につき、 90円に 少額領 収書等 の写し 1枚ご とに10 円を加 えた額
			(3) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
2	政治資金規 正法第20条 の2第2項 の規定に基 づく収支報 告書等の写 しの交付	収支 報告 書等 の写 しの 交付 手数 料	(略)	
			(2) フロ ッピ ーデ ィス クに 複写 する 場合	フロ ッピ ーデ ィス ク1枚 につき、 90円に 収支報 告書等 1枚ご とに10 円を加 えた額
			(3) シー ・ディー ・アール に複写 する場 合	(略)
(9) (略)				

第2条 新潟県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6号の表25の項を次のように改める。

25	宅地造成及び特定 盛土等規制法（昭 和36年法律第191 号）第12条第1項	宅地造 成、特 定盛土 等又は	(1) 切土、盛土又は土石の堆積を する土地の面積が500平方メー トル以内のもの	1件につき 16,000円（土石の堆積に関する工 事の許可にあつては、12,000円）
			(2) 切土、盛土又は土石の堆積を	1件につき

	又は第30条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事許可申請手数料	する土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	25,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、15,000円）
			(3) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 36,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、18,000円）
			(4) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 50,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、22,000円）
			(5) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 61,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、28,000円）
			(6) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 79,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、31,000円）
			(7) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、45,000円）
			(8) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 210,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、56,000円）
			(9) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 310,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、72,000円）
			(10) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 440,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、99,000円）
			(11) 切土、盛土又は土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 560,000円（土石の堆積に関する工事の許可にあつては、130,000円）
25 の 2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請に対する審査	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画変更許可申請手数料	(1) 切土又は盛土に関する工事の計画変更の場合	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が16,000円未満のときはその手数料の額は16,000円とし、その額が560,000円を超えるときはその手数料の額は560,000円とする。 (1) 切土又は盛土に関する工事の設計の変更については、切土又は盛土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土又は盛土をす

				<p>る土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ25の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地の拡大に係る工事の面積の変更については、拡大する切土又は盛土をする土地の面積に応じ25の項に規定する額</p>
			(2) 土石の堆積に関する工事の計画変更の場合	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が12,000円未満のときはその手数料の額は12,000円とし、その額が130,000円を超えるときはその手数料の額は130,000円とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更については、土石の堆積をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積) に応じ25の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の拡大に係る工事の面積の変更については、拡大する土石の堆積をする土地の面積に応じ25の項に規定する額</p>
25 の 3	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査(同法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、同法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けたものとみなされる工事に係るものに限る。)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料	(1) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートル以内のもの	1件につき 2,300円
			(2) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 3,500円
			(3) 切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1件につき 4,600円
			(4) 切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの	1件につき 9,200円
			(5) 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
			(6) 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの	1件につき 32,000円

			の	
			(7) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 46,000円

別表第6号の表40の2の項から43の項までを次のように改める。

41	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。42の項において同じ。）の場合</p> <p>ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び44の項において「基準省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下この項、42の項、44の項及び45の項において同じ。）の場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 1件につき 19,000円</p> <p>(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 1件につき 28,400円</p> <p>(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 1件につき 76,400円</p> <p>(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 1件につき 118,400円</p> <p>(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 1件につき 148,400円</p> <p>(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。 1件につき 184,400円</p> <p>イ 住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、42の項、44の項及び45の項において同じ。）の場合</p>	
----	--	----------------------	---	--

		(ア) 一戸建ての住宅のとき。	1 件につき	5,800円
		(イ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	10,000円
		(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	22,400円
		(エ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	44,600円
		(オ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1 件につき	76,400円
	(2) その他の場合			
	ア 非住宅部分について標準入力法等による基準（基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合			
	(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	211,800円（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途（以下この項及び42の項において「建築基準法上の用途」という。）が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下この項及び42の項において「工場等」という。）のみの場合にあつては、29,700円）	
	(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	262,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、36,800円）	
	(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	336,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、47,600円）	
	(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	476,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、99,900円）	
	(オ) 床面積が5,000平方メー	1 件につき		

	トル以上10,000平方メートル未満のとき。	584,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、143,300円）
	(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 689,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、174,900円）
	(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 785,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、214,100円）
	イ 非住宅部分についてモデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	
	(ア) 床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 86,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、26,200円）
	(イ) 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1件につき 107,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、32,900円）
	(ウ) 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 139,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、42,800円）
	(エ) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 219,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、94,000円）
	(オ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 283,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、136,800円）
	(カ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 339,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、167,700円）
	(キ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 396,200円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、205,800円）
	ウ 住宅部分について標準計算法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を	

	行う場合		
	(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1 件につき	33,300円
	(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1 件につき	36,800円
	(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	65,200円
	(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	106,100円
	(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	177,800円
	(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1 件につき	253,100円
	エ 住宅部分について仕様・計算併用法による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは基準省令第10条第2号ロ(2)又は基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは基準省令第10条第2号イ(2)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合		
	(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1 件につき	25,500円
	(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1 件につき	27,900円
	(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき	49,200円
	(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	80,000円
	(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき	136,300円
	(カ) 共同住宅等の床面積が	1 件につき	197,400円



			<p>5,000平方メートル以上のとき。</p> <p>オ 住宅部分について仕様基準による基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）又は誘導仕様基準による基準（基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。42の項及び43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>(ウ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。</p> <p>(エ) 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(オ) 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(カ) 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 18,000円</p> <p>1件につき 20,000円</p> <p>1件につき 33,000円</p> <p>1件につき 55,000円</p> <p>1件につき 95,000円</p> <p>1件につき 142,000円</p>
42	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>(1) 床面積の増加をしようとする場合</p> <p>ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合</p> <p>イ その他の場合</p> <p>(ア) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(イ) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ウ) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(エ) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの</p>	<p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(1)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)アと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)イと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)ウと同じ方法で算出した額とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)エと同じ方法で算</p>

		判定を行う場合 (オ) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	出した額とする。 増加をしようとする床面積に応じて41の項の(2)オと同じ方法で算出した額とする。
		(2) その他の場合 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の場合 (ア) 非住宅部分の場合 a 床面積が300平方メートル未満のとき。 b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 g 床面積が25,000平方メートル以上のとき。 (イ) 住宅部分の場合 a 一戸建ての住宅のとき。 b 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。 c 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 d 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 e 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。 イ その他の場合 (ア) 非住宅部分について標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う	1 件につき 5,000円 1 件につき 9,500円 1 件につき 14,200円 1 件につき 38,200円 1 件につき 59,200円 1 件につき 74,200円 1 件につき 92,200円 1 件につき 2,900円 1 件につき 5,000円 1 件につき 11,200円 1 件につき 22,300円 1 件につき 38,200円

場合	
a 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき 105,900円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、14,900円）
b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 131,000円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、18,400円）
c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、23,800円）
d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 238,300円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、50,000円）
e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 292,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、71,700円）
f 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 344,700円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、87,500円）
g 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1 件につき 392,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、107,100円）
(イ) 非住宅部分についてモデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
a 床面積が300平方メートル未満のとき。	1 件につき 43,400円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、13,100円）
b 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 53,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、16,500円）
c 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 69,600円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、21,400円）
d 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1 件につき 109,800円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、47,000円）
e 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方	1 件につき 141,900円（建築基準法上の用途

	メートル未満のとき。	が工場等のみの場合にあつては、 68,400円)
f	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 169,500円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、83,900円)
g	床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 198,100円（建築基準法上の用途が工場等のみの場合にあつては、102,900円)
(ウ)	住宅部分について標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
a	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1件につき 16,700円
b	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1件につき 18,400円
c	共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 32,600円
d	共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 53,100円
e	共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 88,900円
f	共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。	1件につき 126,600円
(エ)	住宅部分について仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
a	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。	1件につき 12,800円
b	一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。	1件につき 14,000円
c	共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。	1件につき 24,600円
d	共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 40,000円
e	共同住宅等の床面積	1件につき 68,200円

			<p>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p> <p>(オ) 住宅部分について仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>a 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル未満のとき。</p> <p>b 一戸建ての住宅の床面積が200平方メートル以上のとき。</p> <p>c 共同住宅等の床面積が300平方メートル未満のとき。</p> <p>d 共同住宅等の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>e 共同住宅等の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>f 共同住宅等の床面積が5,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき 98,700円</p> <p>1 件につき 9,000円</p> <p>1 件につき 10,000円</p> <p>1 件につき 16,500円</p> <p>1 件につき 27,500円</p> <p>1 件につき 47,500円</p> <p>1 件につき 71,000円</p>
43	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	軽微変更該当証明書交付手数料	<p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(3) 標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(4) 仕様・計算併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(5) 仕様基準による基準又は誘導仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p>	<p>42の項の(2)イ(ア)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(イ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(ウ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(エ)と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>42の項の(2)イ(オ)と同じ方法で算出した額とする。</p>
44	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能向上計画認定		1 件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）

<p>向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の床面積（以下この項及び45の項において「戸建て住宅面積」という。）が200平方メートル未満のものについては、32,200円（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の基準に適合するかどうかの審査（以下この項及び45の項において「技術的審査」という。）を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、35,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,800円）</p> <p>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち申請に係る住戸の部分（申請に係る住宅部分に住戸以外の部分を含む場合は、当該部分を含む。）の床面積（以下この項及び45の項において「共同住宅等面積」という。）が300平方メートル未満のものについては、63,400円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）</p> <p>エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、107,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,400円）</p> <p>オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、180,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、44,600円）</p> <p>カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、256,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）</p> <p>(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準（基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。45の項において同じ。）に適合するか</p>
-------------------------	--------------	---

どうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、205,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、256,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、19,000円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、334,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、28,400円）

エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、475,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、76,400円）

オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、584,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、118,400円）

カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、690,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、148,400円）

キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、787,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、184,400円）

(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準（基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。45の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、79,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、10,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、102,500

				<p>円（技術的審査を行わない場合にあっては、19,000円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、135,200円（技術的審査を行わない場合にあっては、28,400円）</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、216,300円（技術的審査を行わない場合にあっては、76,400円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、281,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、118,400円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、336,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、148,400円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、394,600円（技術的審査を行わない場合にあっては、184,400円）</p>
45	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>(1) 住宅部分又は非住宅部分の床面積の増加をしようとする場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p>増加をしようとする住宅部分又は非住宅部分の床面積に応じて44の項と同じ方法で算出した額とする。</p> <p>1件につき、次に掲げる額を合算した額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 住宅部分については、次に掲げる額</p> <p>ア 戸建て住宅面積が200平方メートル未満のものについては、16,100円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）</p> <p>イ 戸建て住宅面積が200平方メートル以上のものについては、17,900円（技術的審査を行わない場合にあっては、2,900円）</p>



ウ 共同住宅等面積が300平方メートル未満のものについては、31,700円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）

エ 共同住宅等面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、53,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、11,200円）

オ 共同住宅等面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、90,100円（技術的審査を行わない場合にあつては、22,300円）

カ 共同住宅等面積が5,000平方メートル以上のものについては、128,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）

(2) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額

ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、102,900円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）

イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、128,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円）

ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、167,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）

エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、237,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）

オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、292,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）

			<p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、345,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、393,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア 床面積が300平方メートル未満のものについては、39,800円（技術的審査を行わない場合にあつては、5,000円）</p> <p>イ 床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものについては、51,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、9,500円）</p> <p>ウ 床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものについては、67,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、14,200円）</p> <p>エ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものについては、108,200円（技術的審査を行わない場合にあつては、38,200円）</p> <p>オ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものについては、140,600円（技術的審査を行わない場合にあつては、59,200円）</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものについては、168,500円（技術的審査を行わない場合にあつては、74,200円）</p> <p>キ 床面積が25,000平方メートル以上のものについては、197,300円（技術的審査を行わない場合にあつては、92,200円）</p>
--	--	--	--

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1号の表の改正は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県手数料条例（以下「改正後の手数料条例」という。）別表第1号の表1の項の規定は、前項ただし書に定める日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の手数料条例別表第8号の表1の項及び2の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付の請求について適用し、施行日前にされた少額領収書等及び収支報告書等の写しの交付の請求については、なお従前の例による。